

えひめ事業所用太陽光設備共同購入推進事業に係る公募型プロポーザル募集要項

1 事業の趣旨

(1) 事業名

えひめ事業所用太陽光設備共同購入推進事業

(2) 事業目的

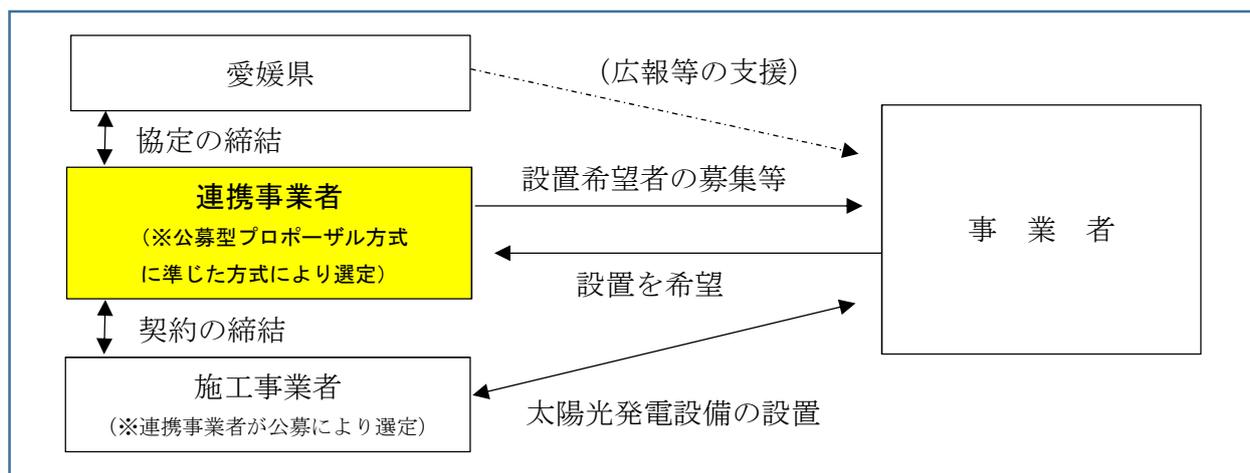
愛媛県では、令和2年2月に愛媛県地球温暖化対策実行計画（以下「県計画」という。）を策定し、「2050年に温室効果ガス排出実質ゼロの『脱炭素社会』（ゼロカーボン）」を、国に先駆けて長期目標として掲げ、徹底した省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用拡大、建築物のネット・ゼロ・エネルギー化など、あらゆる取組みを通してゼロカーボンの実現を目指しており、令和6年1月には、国計画の改定内容や地域の実情等を踏まえ、県計画を改定し、中期削減目標（2030年度の削減目標）を2013年度比46%の引き上げるとともに、再生可能エネルギーの導入促進に関する目標を新たに盛り込むなど、取組みの強化・拡充を図っているところです。

そこで、県内事業所において太陽光発電設備の設置を希望する事業者（以下「設置希望者」という。）を募り、スケールメリットを活かした価格低減を図ることにより、事業所への再生可能エネルギーの導入を促進し、産業部門や業務部門の二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的とします。

(3) 太陽光発電設備の共同購入事業

本事業を実施する事業者（以下「連携事業者」という。）が、設置希望者を募り、スケールメリットを活かすとともに施工事業者の適格性等を審査することにより、太陽光発電設備を通常よりも安い費用かつ安心して導入することができる取組みです。

【えひめ事業所用太陽光発電設備共同購入推進事業 概念図】



(4) 業務内容

別添「えひめ事業所用太陽光設備共同購入推進事業業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(5) 県の役割

県が有する広報媒体（ホームページ、県の広報等）を活用して、えひめ事業所用太陽光

設備共同購入推進事業に関する広報等の支援を行います。

2 応募要件

提案できる者は、次の要件を全て満たす法人又は複数の法人が共同する共同事業体とします。なお、共同事業体の場合は、全ての構成員が次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しないこと。
- (2) 企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、愛媛県知事が行う入札参加停止措置の期間中にないこと。
- (3) 募集要項等に示す業務を履行する能力を有すること。
- (4) 本事業又は類似の事業^{*}の実績があること。
※再生可能エネルギーに関する共同調達事業等（以下同じ）
- (5) 太陽光発電設備について精通していること。
- (6) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）であると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

- (7) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

- (8) 次の要件を満たすこと。

ア 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。

イ 6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。

ウ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。

エ 県税その他の租税を滞納していないこと。

- (9) 単独に応募した法人は、他で応募する共同事業体の構成員にならないこと。

- (10) 共同事業体の構成員は、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として、重複して応募しないこと。

- (11) 共同事業体で応募する場合は代表する法人を定めること。

3 事業実施の経費

本事業に要する経費は、太陽光発電設備の施工事業者から得る、契約件数もしくは設置規模に応じた手数料や自己資金等を充てることとします。

4 協定

県と連携事業者は、本事業を円滑に実施するため、協定を締結するものとします。

5 協定期間

協定締結日から令和7年3月31日まで（※事業の実績等を勘案し、期間満了の1ヶ月前までに当事者の一方から書面による協定終了の申し出がないときは、同協定と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とします。）

6 実施地域

県内全域

7 提案にあたって提出する書類

- (1) 参加意思表明書（第1号様式）
- (2) 企画提案書（第3号様式）
- (3) 事業者調書（第4号様式）
- (4) 誓約書（第5号様式）
- (5) 財務諸表（直近2年分の貸借対照表及び損益計算書）
- (6) 収支見込等（本事業に関する収支見込及び手数料率（算定の基礎となる資料含む））
（任意様式）
- (7) 企画提案の内容に応じて(2)、(3)に添付する資料がある場合は、A4判で添付してください。
 (2)～(7)についてファイリングしたものを1セットとし、書面にて2部（正本、副本）、データをCD-R等にて郵送もしくは後日送付するメールアドレス宛てにメールにて提出してください。
- (8) その他、企画提案書の作成に関する質問がある場合には、質問票（第2号様式）を提出してください。

[特記事項]

- ア 企画提案書類の作成及び提出並びに企画提案審査等にかかる経費は、すべて提案者の負担とします。
- イ 提出された書類は、原則として返却しないものとします。
- ウ 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- エ 実際の事業の実施に当たっては、企画提案内容をベースに県と連携事業者が協議を行い、実施する内容を決定していきます。
- オ 虚偽の記載等があった場合には、当該企画提案は選定後であっても無効とします。

8 企画提案書等の作成

以下の項目について、仕様書、企画提案書評価基準(本要項6ページ)等を参考にそれぞれ作成し提出してください。なお、仕様書、企画提案書評価基準等に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書(第3号様式)には、その内容を基に以下のことに関して各項目A4用紙1ページ以内で可能な限り具体的な提案を記載してください。

(1) 事業概要

事業の実施方法、太陽光発電設備の購入見込件数など、事業の概要(全体像)について記載してください。

(2) 事業の実施体制

統括責任者、プロジェクトリーダー、問合せ窓口に関する業務責任者及び担当者等の人員体制と業務内容、それぞれの経験・資格・能力等を具体的に記載してください。

(3) 事業の実績

本事業又は類似の事業の主な実績について記載してください。また、本事業を実施する上で重要となるポイントや実績を踏まえた優位性等があれば、具体的に記載してください。

(4) 事業実施スケジュール

本事業の開始から、完了までの事業実施スケジュールを具体的に記載してください。

(5) 広告宣伝

県が行う広告宣伝とは別に、提案者が行う設置希望者及び施工事業者の募集にあたり効果的な広告宣伝について、使用する媒体、実施方法、実施頻度等、具体的な提案をしてください。

(6) 設置希望者へ提供するプラン

事業用太陽光発電設備等について、提案者が考える種類・性能等を示したプランをなるべく具体的に記載してください。また、仕様書に記載の内容については、必ず記載してください。

(7) 太陽光発電設備等の施工事業者の選定

太陽光発電設備を安全及び確実かつ安価に設置できる施工事業者の選定について、価格低減を図るための方法や工夫、必要となる基準(選定基準)の内容や公募から選定までの一連の流れ等、具体的な選定方法を提案してください。

また、施工事業者選定後、太陽光発電設備の設置に関する契約が購入者及び施工事業者間で締結されるまでの間、両者の手続き等を円滑に行うための工夫や支援方法を提案してください。

(8) 施工及び検査

太陽光発電設備の設置に関する安全性等を担保することができる施工及び検査について、実施方法、実施頻度等を具体的に記載してください。

(9) 問合せ対応

本事業に関する問合せや、苦情へ対応するための問合せ窓口の設置について、問合せ方法(電話、インターネットメール)、稼働時間等、具体的な提案をしてください。

(10) リスク管理

本事業を実施するに当たって想定されるリスクやその予防策、対応策について、具体的

な提案をしてください。

(想定されるリスクの例)

ア 本事業へ参加をして、太陽光発電設備の設置を希望される事業者が、設置の意向を辞退する(以下「辞退者」という)ことにより、施工事業者に余剰在庫が生じる。

イ 連携事業者は、本事業への参加者数を想定して、施工事業者から得る手数料を算定するが、辞退者が多い場合には、見込んでいた利益を得ることができない。 等

(11) 財務状況の確認

提案者の直近2年間の貸借対照表及び損益計算書を提出してください(共同事業体の場合は、全ての構成員について貸借対照表及び損益計算書を提出してください)。

(12) 収支見込等(任意様式)

本事業に関する収支見込、手数料率(仕様書5ページ4(10)収益参照)及び手数料率算定の基礎となる資料を提出してください。

9 受付期間・質問受付期間・提出先

(1) 参加意思表明書受付

令和6年4月25日(木)～5月16日(木)(17時15分まで必着)

企画提案書の提出を希望する事業者は、必ず参加意思表明書(第1号様式)を持参又は郵送で提出してください。参加意思表明書が提出されていない場合は、企画提案書の受付はいたしません。

(2) 質問受付

令和6年4月25日(木)～5月16日(木)(17時15分まで必着)

企画提案書の作成に関する質問がある場合には、質問票(第2号様式)を電子メールにて提出してください。質問に対する回答は、令和6年5月20日(月)までに、参加意思表明書を提出した方に電子メール(参加意思表明書記載)により送付します。

(3) 企画提案書受付

令和6年4月25日(木)～5月24日(金)(17時15分まで必着)

提出は持参又は郵送とします。

(4) 提出先

(1)、(3)の提出先

愛媛県県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課ゼロカーボン推進グループ

〒790-0001 愛媛県松山市一番町4-2 NTTビル2棟4階

受付時間は、平日(月～金)の8時30分～12時、13時～17時15分です。

(2)の提出先

電子メール:kankyoun@pref.ehime.lg.jp

10 審査・選考方法等

企画提案書評価基準に基づく企画提案書の審査を行い、最も優れた提案をした者を連携事業者として決定します。スケジュール及び企画提案書評価基準については、次のとおりです。

【スケジュール】

時期	内容
令和6年4月25日(木)	公募開始
令和6年5月16日(木)	参加意思表明書(第1号様式)提出期限 質問票(第2号様式)受付期間
令和6年5月20日(月)	質問回答
令和6年5月24日(金)	提案書類提出期限
令和6年5月下旬	審査
令和6年6月上旬	結果通知

【企画提案書評価基準】

大項目	中項目	小項目
① 事業主体 (25点)	実施体制	本事業を効果的に実施できる体制がとられているか。 (技術者、専門員の配置、組織、人員、サポート体制等)
	事業実績	本事業又は本事業に類似した事業の実績はあるか。
	財務状況	事業者の経営状況は安定しているか。
② 事業内容 (50点)	設置希望者の募集 (広告宣伝)	効果的、効率的な広告宣伝の手法(使用する媒体)や内容 となっているか。
	施工事業者の選定	<ul style="list-style-type: none"> 財務状況、人員、設置実績等を考慮して、安全に太陽光発電設備等を設置できる選定方法がとられているか。 価格低減を図ることができる選定基準になっているか。 施工事業者選定後、太陽光発電の設置に関する契約が購入者及び施工事業者間で締結されるまでの間、両者の手続き等を円滑に行うための工夫や支援方法等がとられているか。
	問合せ対応 (問合せ窓口の設置等)	<ul style="list-style-type: none"> 事業全体の問合せ、苦情、トラブルに対応できる運用体制、運用方法がとられているか。 専門的知見を有する者による、人員研修、マニュアル作成がとられているか。
	リスク管理	想定されるリスクへの対応策が講じられているか(辞退者を減らす方策、設置希望者に関するトラブル防止策(想定される全般的なトラブル防止策)、施工事業者の在庫余りを防止する方策等)
③ 総合評価 (25点)	事業計画 (総合評価)	事業内容の創意工夫、具体性、実現可能性等(募集から設置までの円滑な事業運営、連携事業者が一定のリスクを負うか等)を含めた本事業全体の総合評価。
100点	—	—

※「②事業内容」のうち、問合せ対応、リスク管理については、できるだけ具体的な提案内容を記載してください。

※審査委員の平均得点が60点を下回る場合は、不採用とします。

※審査委員の合計得点が最も高い提案を採用します。

※合計得点が同点であった場合は、次の方法で選定します。

- (1) 「② 事業内容」の合計得点が最も高い提案を採用する。
- (2) (1)で同点であった場合は、「③ 総合評価」の合計得点が最も高い提案を採用する。
- (3) (2)で同点であった場合は、審査会の審議で選定する。

※選定結果については、各提案者に通知します。

※選定結果の概要については公表しますが、審査の経過については非公表とします。

11 参加が無効となる場合

参加意思表明書及び企画提案書が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- (1) 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 法令に抵触する部分があるもの。

12 協定の締結

選定された提案者とは、協定の内容について別途協議を行い、協議が整った場合には、協定締結となります。なお、協議が整わない場合は、提案次点者と同様の手続きを行います。また、実際の事業の実施に当たっては、企画提案内容をベースに県と連携事業者が協議を行い、実施する内容を決定していきます。

13 留意事項

- (1) 提出された書類は、選定以外の目的には無断で使用しないものとします。
- (2) 連携事業者は、本事業に係る書類を整備保存（6年間）してください。

14 問合せ先

〒790-0001 愛媛県松山市一番町4-2 NTTビル2棟4階
愛媛県県民環境部環境局
環境・ゼロカーボン推進課ゼロカーボン推進グループ 担当 二神
TEL 089-912-2349（直通） FAX 089-912-2344